

ひろげよう地域コミュニティの輪!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者の変更をされる場合は、
お住いの行政区を担当する環境事業センターまで届け出てください。

発行元: 大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和5年2月1日現在の活動団体数

資源集団回収団体 2568

コミュニティ回収団体 115

BACK NUMBER

これまで発行したものをお
ご覧いただけます

コミュニティ回収
資源集団回収

実績報告にかかるご準備を

令和4年度 (R4 4/1~R5 3/31) 活動分

収集実績報告書等の提出依頼文が到着(令和5年3月末)してから令和5年4月30日までの約1ヶ月間は、コミュニティ回収と資源集団回収の実績報告の期間です。団体の皆さまの実績報告の集計事務がスムーズに進むように、事前に再生資源事業者からの取引伝票の整理や奨励金の振込口座の準備をお願いします。なお、例年、記載誤り等により奨励金の振込が遅くなる事例が出ています。振込不能をなくすためにも通帳等のコピーの提出にご協力をお願いします。



check

今から準備できるもの



通帳のコピーは表紙ではなく
1ページ目の見開きになります。



事業者の押印はありますか？



団体名は間違えていませんか？



取引伝票に修正がある場合、事業者
による訂正印はありますか？



コピー

1. 令和4年4月～令和5年3月末までの「取引伝票」

2. 奨励金を振込む通帳のコピー

Q. 収集実績報告書等は、いつ届くの？

A. 令和5年3月末頃に、届出いただいている各団体の代表者様（または指定いただいている送付先）

あてに、コミュニティ回収または資源集団回収の収集実績報告書等の提出依頼を送付させていただきます。



Q. 代表者が代わっているので新しい代表者に送付してほしい。

〇〇さん宛て、送ってもらえるかな？

A. 代表者を交代した時は、10日以内に変更届出書（※）を提出していただく必要があります。

詳しくは裏面下部記載のお住いの行政区を担当する環境事業センターまでお問合せください。

※変更是本市指定様式での届出が必要です。電話での変更はできません。



Q. 再生資源事業者から3月分の伝票を受け取るのが4月末の予定なので提出期限に間に合わないかも？

A. 提出期限に間に合うよう、早めに再生資源事業者と調整し、提出が遅れないようご協力をお願いします。

裏面もご覧ください

Q. 6月くらいに代表者が代わるので、その時に口座名義が変更になるんだけど?

A.令和5年4月30日までにご提出いただいた報告書をもとに、大阪市で口座振込の手続きを行います（振込予定日は令和5年9月15日）。報告書のご提出から振込予定日までの間に団体の口座名義を変更されると、振込手続きができず、団体の皆さんにご迷惑、ご心配をおかけすることになります。振込が完了するまでは、**口座名義の変更はご遠慮ください。**特に、振興町会や子ども会、マンション管理組合の役員改選等により代表者が交代される際にはご注意ください。

振込が完了するまで口座の名義変更はしないでください
※振込予定日は令和5年9月15日



獎励金振込用

Q. 振込をした証明などは出せないか?

A.振込を通知するものは発行できません。そのため、提出される書類は、提出の前にコピーを取るなどしておいてください。また、コミュニケーション回収団体・資源集団回収団体とも『シ シゲンシユウダンカイシユウダンタイホウショウキン』という名前で振込を行なっていますので、ご確認ください。振込がない場合は口座情報の誤りにより振込不能となっている可能性がありますので、申請いただいた環境事業センターまでお問い合わせください。

Q. 再生資源事業者からもらった取引伝票の団体名が少し違うけど、そのまま申請しても問題はない?

A.取引伝票に記載された団体名が少しでも異なる場合は、**受付できません**。必ず事前に再生資源事業者と調整のうえ、正しい団体名の伝票を発行してもらってください。

問題あり



Q. 今回の収集実績報告書等の対象期間は?

A.令和4年度分は、**令和4年4月1日～令和5年3月31日までの回収分**が対象期間です。

なお、実績報告書の提出にあたっては、各団体が契約されている再生資源事業者の記名・押印がある取引伝票(※)の原本の添付が必須です。(※)本市指定様式に限ります(コミュニケーション回収は第5号の1様式、資源集団回収は第5号の2様式)

Q. 収集実績報告書等の提出締め切りは?

A.「年間実績報告兼奨励金支給申出書」、「取引伝票」、「チェックシート」、「通帳の写し」等については、**必ず令和5年4月30日まで**に担当の環境事業センターへご提出ください(ご不明な点がございましたら記入前に担当の環境事業センターまでお問い合わせください)。また、**年間実績報告兼奨励金支給申出書(Microsoft EXCEL版)**を期間限定で本市ホームページ(※)に掲載しますので、パソコンにより実績報告書を作成される場合は、ご活用ください。
(※)本市ホームページ「コミュニケーション回収等の実施等に関する要綱」のページの最下段に掲載予定(掲載期間は令和5年4月1日～30日まで)

代表者の交代など届出内容に変更が生じた時は、10日以内に変更届出書を提出してください。

例年、収集実績報告書の提出時や変更後数ヶ月が経過した後に報告される団体が多くあります。団体の代表者など届出している内容に変更が生じた時は、必ず**10日以内**に本市指定の変更届出書の提出をよろしくお願ひします。

コミュニケーション回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区・淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	西区・港区・大正区・東成区・生野区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	阿倍野区・西成区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		東南環境事業センター	☎ 6700-1750
				家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259